

JIS

農業機械—操縦装置用及び表示用の識別記号— 第 1 部：一般的識別記号

JIS B 9126-1 : 2012
(ISO 3767-1 : 1998, Amd. 1 : 2008)
(JFMMA/JSA)

平成 24 年 2 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 産業機械技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小林 英 男	横浜国立大学
(委員)	石 坂 清	一般社団法人日本機械工業連合会
	市 川 直 樹	独立行政法人産業技術総合研究所
	梅 崎 重 夫	独立行政法人労働安全衛生総合研究所
	岡 田 博	日本内燃機関連合会
	奥 山 正 二	社団法人日本産業機械工業会
	狩 野 文 雄	東京都健康安全研究センター(社団法人日本空気清浄協会)
	酒 井 健 二	東洋エンジニアリング株式会社
	眞 田 一 志	横浜国立大学(社団法人日本フルードパワー工業会)
	中 山 良 樹	株式会社やまびこ(社団法人日本農業機械工業会)
	畠 中 秀 人	国土交通省
	山 名 良	社団法人日本建設機械化協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 24.2.20

官 報 公 示：平成 24.2.20

原 案 作 成 者：社団法人日本農業機械工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3433-0415)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会(部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：産業機械技術専門委員会(委員長 小林 英男)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	1
3 用語及び定義.....	2
4 一般.....	2
5 色彩.....	3
6 基本的記号.....	3
7 一般記号.....	6
8 エンジン記号.....	12
9 トランスミッション記号.....	15
10 油圧記号.....	18
11 ブレーキ記号.....	18
12 燃料記号.....	20
13 灯火記号.....	21
14 窓記号.....	22
15 空調制御記号.....	24
16 シート記号.....	25
17 タイヤ及びホイール記号.....	27
18 操だ装置記号.....	28
解 説.....	29

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本農業機械工業会（JFMMA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS B 9126:1997** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS B 9126（農業機械－操縦装置用及び表示用の識別記号）の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS B 9126-1 第 1 部：一般的識別記号

JIS B 9126-2 第 2 部：農業用トラクタ及び機械の識別記号

JIS B 9126-3 第 3 部：動力芝用機械及びガーデン用機械の識別記号

JIS B 9126-5 第 5 部：携帯式林業機械の識別記号

農業機械—操縦装置用及び表示用の識別記号—

第 1 部：一般的識別記号

Tractors, machinery for agriculture and forestry, powered lawn and garden equipment—Symbols for operator controls and other displays—

Part 1: Common symbols

序文

この規格は、1998年に第3版として発行された **ISO 3767-1** 及び Amendment 1 (2008) を基に、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

1 適用範囲

この規格は、**ISO 3339-0** 及び **ISO 5395** に規定するトラクタ、農業機械、林業機械、動力芝用機械及びガーデン用機械 (以下、農業機械という。) の操縦装置用及び表示用識別記号のうち、一般的識別記号について規定する。

注記 1 **ISO** 規格では、“公道外で作業用に設計された他の自走機械、例えば、土工機械、工業用トラック、移動クレーンと同様に共通に適用できる”とあるが、この規格が農業機械用であるためこの規格からは削除した。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 3767-1:1998, Tractors, machinery for agriculture and forestry, powered lawn and garden equipment—Symbols for operator controls and other displays—Part 1: Common symbols 及び Amendment 1:2008 (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。

JIS Z 8221-1 機器・装置用図記号の基本原則—第 1 部：図記号原形の創作

注記 1 対応国際規格：**IEC 80416-1**, Basic principles for graphical symbols for use on equipment—Part 1: Creation of graphical symbols for registration (IDT)

注記 2 元の国際規格 **ISO 3461-1:1988** は廃止になり、**IEC 80416-1** に置き換えられた。

JIS Z 8221-2 機器・装置用図記号の基本原則—第 2 部：矢印の形及び使用方法